

【CM向け支援】；新型コロナウイルス感染者発生時対応フロー（初動）

（使用場面）～担当している利用者に新型コロナ感染等で起きる事象～

- 1 利用者が感染者となったが入院又は宿泊療養施設入所とならず、自宅待機（療養）になった場合。
 - 2 利用者が濃厚接触者となり PCR 検査の結果で陰性となったが、一定期間自宅待機（療養）が必要になった場合。
 - 3 利用者が感染者や濃厚接触者と接触したが保健所の判断では濃厚接触者にならなかったが、一定期間自宅待機（療養）が必要になった場合。
- ※ その他の状況により一定期間自宅待機（療養）になった場合。

（初動）；＜同時進行＞

【注意】

利用者本人やその家族からの安易な要望を受けることは介護崩壊に繋がる可能性があります。まずは、命を繋ぐ最低限の介護サービスに限定して支援しましょう！

【重要】

自事業所内や他の介護サービス事業所等に協力者を作っておくことが、少しでも早くアクシデントを収束へ向かわせる鍵となります。（報・連・相を徹底しましょう！）

＜協力機関＞

- ・ 自事業所の同僚や法人組織
- ・ 【支援チーム】や他の介護サービス事業所
- ・ 行政機関やケアマネあまき

（裏面へ）

1 家族に対応を依頼する。 → (可 ・ 否)

「可」の場合は、**家族への支援**を行う（感染予防知識・技術の伝達、介護技術レクチャー・必要備品の貸与・提供、等）。

「否」の場合は、その理由を確認した上で、家族が出来る事、出来ない事を把握（アセスメント）しておく。

2 利用者の命を繋ぐのに必要な最低限の介護サービス内容を精査する。

食事(栄養)、排泄及び必要な医療に限定し、他のサービスは2次的支援と考える。

3 介護サービス提供の調整を行う。

① 利用していた事業所へ介護サービス提供を依頼

- ・ 短期入所⇒訪問サービスに変更
- ・ 通所系サービス⇒訪問サービスに変更
- ・ 訪問サービス⇒訪問方法（内容・回数）変更
- ・ 医療系サービス⇒訪問サービスに変更

② 利用していた事業所が対応困難の場合、他のサービス事業所へ対応依頼

新たな事業所が提供可	提供事業所が見つからない
<p>○ 事業者へ情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者基本情報 ・ サービス内容調整 ・ サービス提供時のサポート <p>※ 諸問題発生時の対応に困ったときは、【支援チーム】へ相談して下さい。</p>	<p>◎ 【支援チーム】へ相談</p>